

第二期子ども・子育て支援事業計画の進捗管理について

(1) 進捗管理の趣旨

第二期日進市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）の第6章計画の推進・評価体制において、計画の推進にあたっては、計画に即した事業が円滑に実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があるとして、年度ごとの事業の進捗状況の把握をして、その結果について子ども施策推進委員会を通じて公表することとしています。

(2) これまでの管理

第一期の計画においては、個別目標ごとに設定された事業の中から45事業を子ども施策推進委員会で選定し、進捗管理を行っていました。

進捗管理の手法は、各個別目標ごとに「評価シート」を作成し、各年度の初回に開催されます子ども施策推進委員会を通じて公表しています。

(3) 第二期子ども・子育て支援事業計画の進捗管理の考え方

ア 基本方針

これまでの、第一期の計画同様に、本計画では、基本目標に個別目標が設定され、個別目標に対して事業が設定されています（別紙参照）。事業数は、個別目標23項目に対して202事業となります。

この、202事業の中から以下の基準を基本として、50項目程度の事業を「評価シート」の対象事業として選定する。

なお、選定外の全事業の進捗状況については、3年後をめどに本計画の中間見直しを検討するにあたり、進捗状況を把握するものとする。

イ 事業選定の基準

ア) 子ども・子育て支援法第61条第2項及び第3項に該当する事業

(例) 特別保育（3歳未満児保育）、民間児童クラブ誘致 等

イ) 第二期において新規の事業として掲げたもののうち、今後実施予定の事業

(例) 民間企業の地域貢献活動の活用 等

- ウ) その他、市が特に取り組むこととした事業
(例) 子どもの学習・生活支援事業 等
- エ) 市の裁量が少ないため選定対象外とする事業
(例) 児童手当支給制度、児童扶養手当制度 等
- オ) 市の内部事務の要素が強く選定対象外とする事業
(例) 公立保育施設再整備計画の推進 等
- カ) 他の行動計画で進捗管理がなされており選定対象外とする事業
(例) 育児休業制度の利用促進(日進市男女平等推進プラン) 等

《参考》

子ども・子育て支援法(抜粋)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項